

国立都市計画谷保第一地区地区計画

当初決定	平成 2 年 2 月 1 日	(国立市告示第 3 号)	
変 更	平成 5 年 6 月 2 8 日	(国立市告示第 9 6 号)	町名地番変更、法改正に伴う備考欄追記
変 更	平成 9 年 4 月 4 日	(国立市告示第 2 6 号)	法改正に伴う用途制限の表記変更、備考欄削除
変 更	平成 2 8 年 1 2 月 1 6 日	(国立市告示第 3 5 2 号)	法改正に伴う用途制限の表記変更
変 更	平成 3 0 年 4 月 1 日	(国立市告示第 6 3 号)	法改正に伴う用途制限の表記変更

国立都市計画地区計画の変更 [国立市決定]

都市計画谷保第一地区地区計画を次のように変更する。

名 称	谷保第一地区地区計画	
位 置	国立市泉一丁目地内	
面 積	約28.4ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	業務・商業を中心に住機能を複合一体化した新しい空間構成の秩序ある地区とし、高度な土地利用を図る。 「道」を中心理念として、複合ターミナル都市（人と車が仲良くするまち）、遊戯空間都市（人の心が和むまち）、生活文化情報発信都市（生活文化を情報として提供するまち）の3つの要素をあわせ持つことにより高度業務複合化し、緑と文化の触れ合いができる新しい生活文化を創造するまちをつくることを、地区計画の目標とする。
	土地利用の方針	良好な地域環境を維持しながら業務・商業を主体とした機能を適正に配置し、高度業務複合化を図る。 また、終末処理場上部を、地区との調和のとれた一体的な緑地・公園として整備する。
	地区施設の整備の方針	土地区画整理によって整備が行われる道路・公園・水路等の保全を図り、高度業務複合化地区に適した良好な地域環境を維持する。
	建築物等の整備の方針	高度業務複合化地区としての機能を妨げる恐れのある用途及び煤煙・粉塵等で環境を汚染する恐れのある用途を制限する。 また、垣又はさくの構造の規制・誘導を行い、緑あふれる都市景観を創出する。

地区 整備 計画	位置	国立市泉一丁目の一部
	面積	約14.3ha
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業に係るもの。 (2) 敷地面積が1,000㎡を超える敷地に建築する建築物で2階以下を居住の用に供するもの。 (3) 建築基準法別表第二(ぬ)に掲げる工場のうち、三-(七)、(八)、(八の二)、(八の三)、(九)、(十)、(十一)、(十二)、(十七)、(十七の二)、(十七の三)、(十七の四)、(十九)の事業を営むもの。
	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	敷地面積が200㎡以下の敷地に建築する建築物で、延べ面積の1/2以上を居住の用に供するものは20/10とする。
	垣又はさくの構造の制限	道路に面する部分は、生垣とする。

は都知事協議事項

「地区計画の区域、地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり。」
理由：建築基準法の改正に伴い、地区計画を変更する。

変更概要

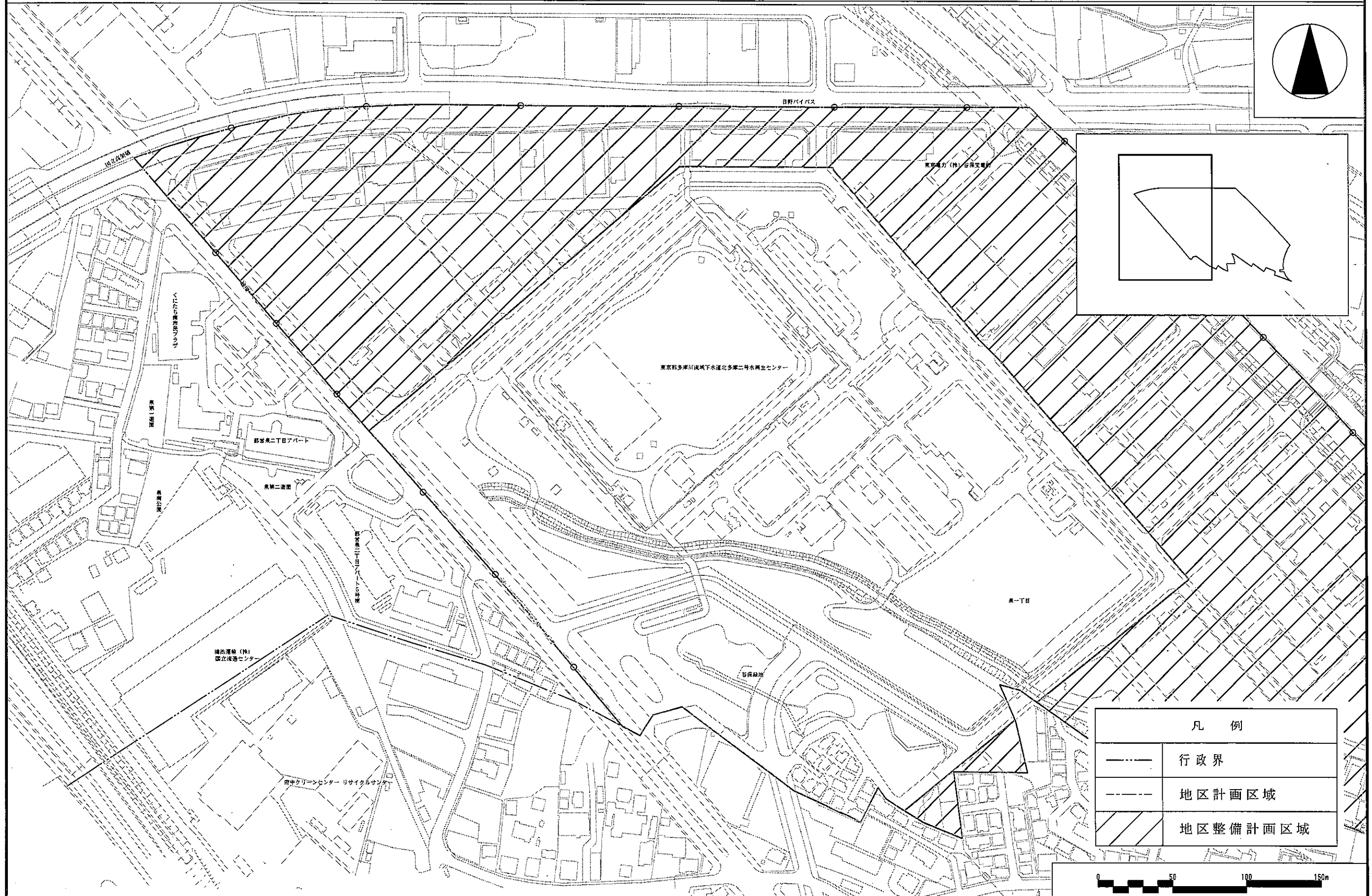
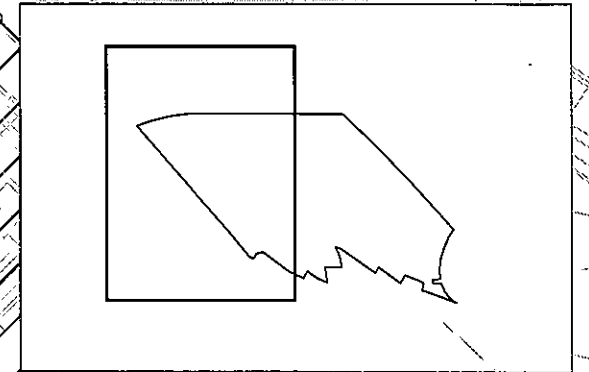
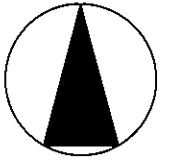
谷保第一地区地区計画					
事項		旧	新	摘要	
地区整備計画	建築物に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>(3) 建築基準法別表第二(リ)に掲げる工場のうち、三 - (七)、(八)、(八の二)、(八の三)、(九)、(十)、(十一)、(十二)、(十七)、(十七の二)、(十七の三)、(十七の四)、(十九)の事業を営むもの。</p>	<p>(3) 建築基準法別表第二(ぬ)に掲げる工場のうち、三 - (七)、(八)、(八の二)、(八の三)、(九)、(十)、(十一)、(十二)、(十七)、(十七の二)、(十七の三)、(十七の四)、(十九)の事業を営むもの。</p>	法の改正施行に伴い、その整合を図るため。
備考		理由: 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴い、地区計画を変更する。	理由: 建築基準法の改正に伴い、地区計画を変更する。		

国立都市計画地区計画
谷保第一地区計画

計画図 (1/2)

【国立市決定】

縮尺：1 / 2,500



凡 例	
— — — —	行政界
- - - - -	地区計画区域
////	地区整備計画区域

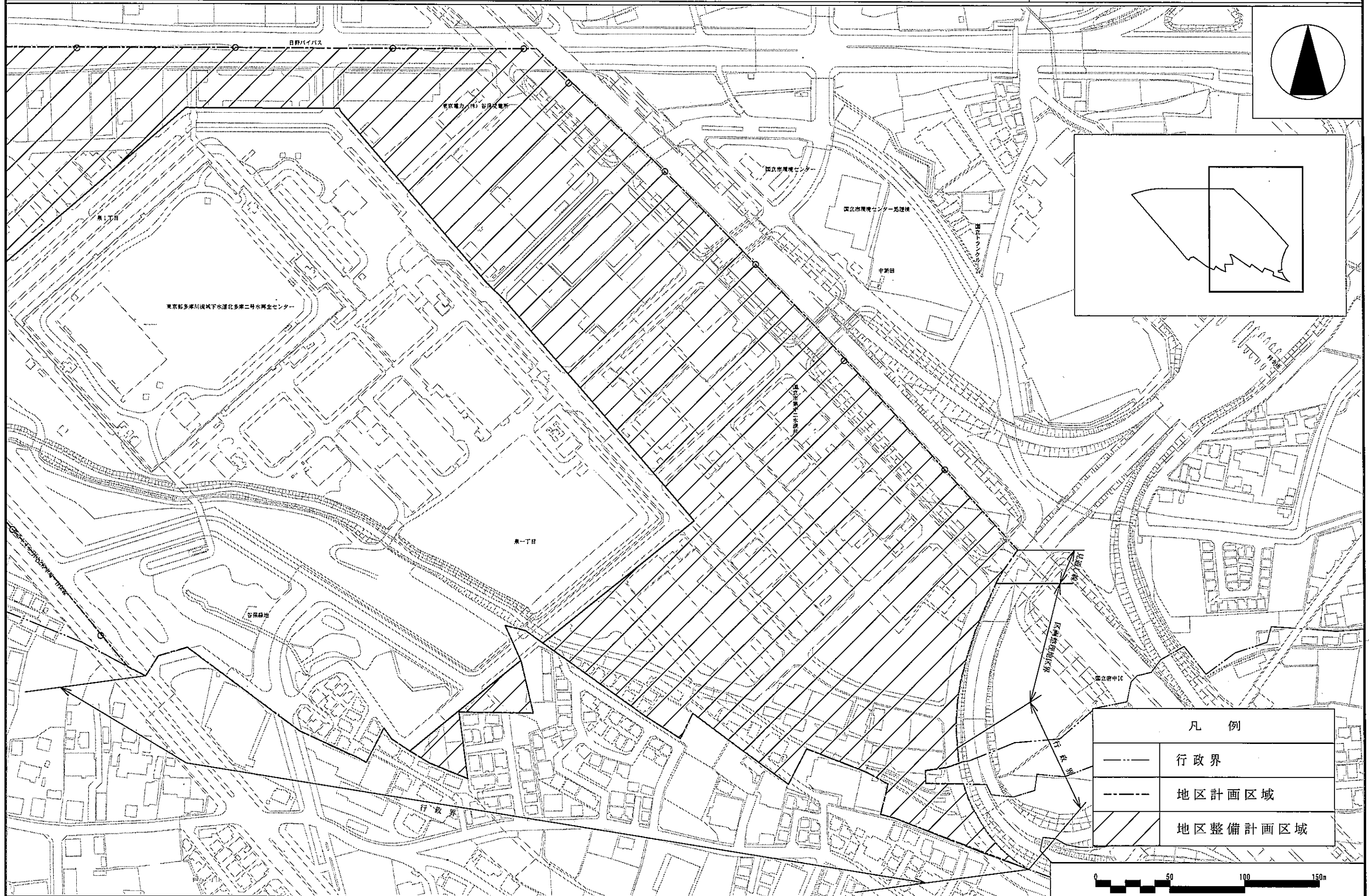
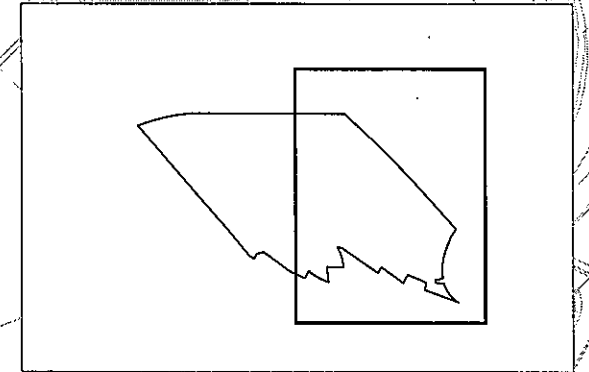
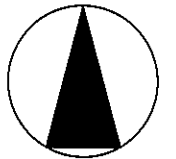


国立都市計画地区計画
谷保第一地区計画

計画図 (2/2)

【国立市決定】

縮尺：1 / 2,500



凡 例	
———	行政界
-----	地区計画区域
//////	地区整備計画区域

